

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 26 日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2400218 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500008 号

第 1　結論

請求者の A 社における令和 3 年 2 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

令和 3 年 2 月 21 日から令和 4 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和 3 年 2 月 21 日から令和 4 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 30 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和 3 年 2 月 21 日から令和 4 年 1 月 1 日まで

私は、A 社に平成 16 年 11 月 1 日から令和 5 年 6 月 1 日まで継続して勤務しており、国の記録では、当初は令和 5 年 6 月 1 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（以下「資格喪失年月日」という。）となっていた。しかしながら、事業主が、資格喪失年月日を令和 3 年 2 月 21 日に遡って訂正する届出を行い、その後、事業主に当初の資格喪失年月日に戻す届出を提出してもらったが、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。私が所持する給与明細書により請求期間に同社から給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3　判断の理由

日本年金機構から提出された請求者に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）、健康保険厚生年金保険被保険者資格

喪失届（訂正）（以下「資格喪失届（訂正）」という。）、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正取消）（以下「資格喪失届（訂正取消）」という。）によると、請求者の資格喪失年月日を令和5年6月1日とする資格喪失届が同月30日に日本年金機構B事務センターで受付された後、資格喪失年月日を同年6月1日から令和3年2月21日に遡及して訂正する資格喪失届（訂正）が令和5年12月22日に日本年金機構C年金事務所で受付され、その後、資格喪失年月日を令和3年2月21日から令和5年6月1日に訂正する資格喪失届（訂正取消）が令和6年1月31日に同年金事務所で受付されたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間は、資格喪失届（訂正取消）を日本年金機構C年金事務所が受け付けた時点において国が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、事業主の回答及び陳述、請求者から提出されたA社の給与明細書及び賃金台帳従業員別（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に請求どおりの届出を行っていたと思うが、請求期間に係る厚生年金保険料を納付していない旨回答している上、前述の資格喪失届（訂正取消）が令和6年1月31日に受付された時点において、請求期間は、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400231 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500009 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間のうち昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 62 年 12 月から昭和 63 年 9 月までの標準報酬月額については、14 万 2,000 円を 26 万円とする。

昭和 62 年 12 月から昭和 63 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和 62 年 12 月から昭和 63 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者の記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載されている請求期間の厚生年金保険料納付額と、私が所持する A 社が発行した給与明細書のうち昭和 63 年 1 月から同年 10 月までに支払われた給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が相違しているので、請求期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給与の明細書(以下「給与明細書」という。)によると、請求者は、請求期間のうち昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日までの期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受

け、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和 62 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A 社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している上、請求者は、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる給与明細書等の資料を保管していない。

また、請求期間当時、A 社に係る会計業務の顧問を受託していたとする会計事務所の所長は、既に同社の顧問契約を解除しており、資料は全て同社に返しているの
で保管していない旨陳述している上、B 市市民税課の担当者は、同市における住民税課税資料の保管期限は 7 年であることから昭和 62 年及び昭和 63 年の資料は保管されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和 62 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400188 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500010 号

第1 結論

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年12月30日から昭和43年4月1日まで
② 昭和43年12月30日から昭和44年2月1日まで

私(請求者)の父(訂正請求記録の対象者)の船員手帳によると、昭和42年4月22日から昭和44年2月21日までの期間に船舶所有者B氏のC船に甲板員として雇入契約していた記載があるが、国の記録では、A社における船員保険被保険者の記録が当該雇入期間の途中で喪失し、再度取得した記録となっている。

船員手帳に記載された雇入れから雇止めまでの期間は、船員保険の被保険者記録が継続しているはずであり、年末年始はD漁に従事していたと思うので、請求期間①及び②をA社における船員保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る船員手帳によると、船舶所有者はB氏、船名はC船、雇入年月日は昭和42年4月22日、雇止年月日は昭和44年2月21日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、船員保険被保険者台帳(旧台帳)、船員保険被保険者名簿及び船舶所有者名簿によると、訂正請求記録の対象者に係るA社(B氏)の船員保険被保

険者記録は、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間及び昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社は、平成 11 年 3 月 9 日に船舶所有者ではなくなっている上、同社の履歴事項全部証明書によると、平成 27 年 1 月 20 日に解散しており、同社の閉鎖登記簿によると、請求期間①及び②当時の代表取締役及び役員の氏名は確認できないことから、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②の勤務実態、船員保険被保険者資格に係る届出、船員保険料の納付及び控除について確認することができない。

さらに、A 社の船員保険被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者と同時期に同社における船員保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できた者に照会したところ、訂正請求記録の対象者と一緒に C 船に乗り組んでいた旨回答した複数の者は、請求期間①及び②当時、同船舶は D 漁を行っておらず、E 漁の漁期終了後の 11 月又は 12 月頃から F 漁の漁期が始まる翌年 2 月若しくは 4 月頃までの期間は同船舶には乗り組んでいない上、年末で船員保険被保険者資格を喪失していた旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持しておらず、訂正請求記録の対象者の船員保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。